

当院では、「訪問リハビリテーション」「介護予防訪問リハビリテーション」を行っております。以下は別に定める重要事項説明書を要約したものです。

1. 基本情報

フリガナ	イリョウホウジンシャダヤマトカイ ケイワビョウイン
事業所名	医療法人社団大和会 慶和病院
事業所番号	1110801951
所在地	〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西二丁目12番地の8
連絡先	(電話) 048 (978) 0033 (FAX) 048 (977) 4158 (担当者名) 青柳 (地域医療相談室) 菊地 (医事課 課長)
サービスの種類	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
管理者	大川 章裕
通常の事業の実施地域	越谷市・春日部市・松伏町
サービス提供日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日午後から1月3日までを除く)
サービス提供時間	午前9時から午後1時まで

2. 従業員の勤務体制

職種	勤務形態・人数
管理者/医師	常勤・1人
作業療法士	常勤・1人

3. サービスの内容

- (1) 訪問リハビリテーション計画作成
- (2) 訪問リハビリテーションの提供

4. 利用料その他の費用の額

- (1) 訪問リハビリテーションの利用料

ア. 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合(1~3割)に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

※地域別 1 単位当たりの単価 10.33 円（6 級地）

	単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費 ※1回当たり20分以上で、1週に6回を限度と定められていますが、退院日から起算して3月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週12回まで利用が可能です。	308単位	3181円	318円	636円	954円
介護予防訪問リハビリテーション費 ※利用開始月から12月超の利用の場合は減算となります（30単位/回）。ただし、要件を満たした場合は減算はありません。	298単位	3078円	307円	615円	923円

イ. 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域別 1 単位当たりの単価 10.33 円（6 級地）

	単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算（1） ※7年以上の職員を1名以上配置している場合	6 単位	60円	6円	12円	18円
リハビリテーションマネジメント加算（イ） ※リハビリ会議を開催し、利用者情報を構成員と共有し、リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告	180単位/月	1859円	185円	371円	557円
リハビリテーションマネジメント加算に係る 医師による説明 ※加算（イ）に加えて	270単位/月	2789円	278円	557円	836円
短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院(所)又は認定日から3月以内 ※週に2日以上、1日20分以上 ※介護予防訪問リハビリテーションの場合、退院から1月以内は週に2日以上、1日当たり40分以上、退院から1月を超え3月以内は週に2日以上、1日当たり20分以上。	200単位/日	2066円	206円	413円	619円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院(所)または認定日から3月以内。 ※週に2日を限度。	240単位/日	2479円	247円	495円	743円

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費をご負担いただきます。

なお、通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道 2km まで 1 回訪問当たり 500 円、片道 2km 以上は 750 円を請求します。

(3) キャンセル料

サービス利用を中止した場合は、次の通りキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態が急変した場合や急の入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。

利用の前日までに連絡をいただいた場合	無料
利用の当日のキャンセルの場合	100%

(4) その他

利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

5. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、当時業者が制定する『患者さんの個人情報保護に関する院内規定』に準じて取り扱います。この規定に定めがないことについては「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

6. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 保 険 名：賠償責任保険

8. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
 - ①利用者、ご家族様より苦情相談窓口までご連絡をお願いいたします。
 - ②窓口担当者から、病院管理者へ報告が行われ調査・対応をいたします。

(2) 苦情相談の窓口

事業所の相談窓口

担当	地域医療相談室 青柳 医事課課長 菊地
電話番号	048-978-0033 (代表)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝・休日、12月30日午後から1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口

【越谷市役所 地域共生部 介護保険課】

住 所：越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話番号：048-963-9305

【春日部市役所 介護保険課 介護保険担当】

住 所：春日部市中央七丁目2番地1
電話番号：048-796-8275

【松伏町役場 いきいき福祉課 介護保険担当】

住 所：北葛飾郡松伏町大字松伏 2424 番地
電話番号：048-991-1886

【埼玉県国民健康保険団体連合】

住 所：さいたま市中央区大字下落合 1704 番 (国保会館 8 階)
電話番号：048-824-2568

9. 高齢者への不適切な対応防止

本事業所は利用者等の人権の擁護・虐待等のハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

10. 感染症蔓延及び災害発生時対応

- (1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問リハビリを行います。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に2回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。